

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、三条市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における要援護者の緊急受入れの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における避難支援活動を円滑に行うため、要援護者の緊急受入れに関する甲と乙の相互援助・協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。
- （2）「災害が発生するおそれがある場合」とは、三条市災害対応マニュアルに規定する避難に関する情報として、避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令されている場合をいう。
- （3）「要援護者」とは、災害時要援護者名簿に登録された、災害時等に支援が必要な在宅の高齢者及び障がい者をいう。
- （4）「乙の施設」とは、乙が運営する三条市内の老人福祉法に規定する老人福祉施設又は介護保険法に規定する介護保険施設、居宅介護サービス事業若しくは地域密着型サービス事業を行う施設をいう。
- （5）「緊急受入れ」とは、乙が要援護者を自宅又は避難所から乙の施設まで搬送し、乙の施設へ収容することをいう。

（甲の協力要請）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し、次の要請をすることができる。

- （1）乙の施設への要援護者の緊急受入れの要請
- （2）その他特に必要な事項の要請

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

（乙の協力要請）

第4条 乙は、甲の要請に基づき緊急受入れをした要援護者の介護に必要な物資の供給を甲に対し、要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日文書を交付するものとする。

(甲及び乙の責務)

第5条 甲及び乙は、前2条に規定する要請があった場合は、その要請に対し、協力するものとする。

(受入期間)

第6条 第3条の規定による甲の要請を受け、乙が緊急受入れをする場合の受入期間は、原則として30日以内とする。

(費用の負担)

第7条 甲は、要援護者の緊急受入れに伴う経費を、乙に対し支払うものとする。

2 前項に規定する経費の金額、支払方法等については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

3 第1項に規定する経費以外に経費が発生した場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年5月30日

甲 三条市
三条市長 國定 勇人 印

乙
印